

実現しようという考えを大臣としてはお持ちになつておられるのか、お伺いしたい。院議は無視しておらぬというのですから、大臣も熱意を持って構想は検討せられてもそれはあることであつて、ないのは予算だけである。従つて、将来においては予算的な措置が講ぜられて、法律改正もやれるというふうにしたというところでしようが、どういふ構想でいこうとお考えになつたのか、伺いたい。

○国務大臣(三浦一雄君) 実は、特定第三種の漁港につきましては、国の助成の率といふは、国の負担率を高めて、そうして急速にこれを整備したいというのが、われわれの基本的な考えでございます。御承知の通り、凡百の予算の折衝といふことでございまして、漁港だけでも、総額の決定におきましても、同時にまた、漁港部の設置等にいたしましても、相当至難な歩みをした次第でございまして、この特定漁港につきましては、われわれといたしましても、真摯に得なかつたのは遺憾でございますけれども、経過を申し上げるならば、ただいま申し上げた通りでございます。

○小笠原三三男君 それでは、国の負担率を引き上げて、急速にこの種の漁港整備に当たりたいという考え方だとしまして、それが法律上、また今の建前上、実現できるという根拠がどこにあったのか、お聞かせ願ひたい。

○国務大臣(三浦一雄君) これは、予算の策定におきまして決定しますならば、これは実現のめどがつくわけでございます。同時にまた、予算のないものを法律にいたしまして、直ちに実行はできませんのでございますが

ら、われわれとしましては、予算も策定し、これに伴う法律的措置を講じたというのが考え方でございます。

○小笠原三三男君 私が尋ねているのは、そのことではなくて、負担率を高めてそうしてこれを進めていきたいということは、他のこの種のものと見合ひの関係で、建前上できるという、可能なことを農林当局は信じておつたのかどうかというのを聞いています。す、金のあるなしにかかわらず。

○国務大臣(三浦一雄君) われわれとしましては、水産業の施設上せむともやりたいと、こういう信念のもとに立ててやつておるわけでございます。

○小笠原三三男君 それでは話を進めまして、現在当委員会には衆議院の委員会が審議した漁港法の一部改正法案が出てきておるの、御承知の通りです。これに対して政府の御見解は、どういふ見解を持っておられますか。

○国務大臣(三浦一雄君) 私は、これは審議して点せず、いわゆる画竜点睛といふことをいいますが、点睛は欠いておるが龍は描いておる、こういう法案だと考えております。

○小笠原三三男君 非常にけっこうなお考えですが、この法案に政府として賛成ですか。

○国務大臣(三浦一雄君) これは予算の裏づけがございせんから、その点においては私は十全だとは考えておりません。しかし、立法院におきましてそれだけの意思がはつきりいたしておられますから、われわれはこれの裏づけのための政府としての努力は今後しなければならぬ。こういう考え方でございます。

○小笠原三三男君 ただいまの答弁は、岸内閣の国務大臣として政府を代表しての答弁とお聞きしておいてよろしいですか、行政長官でなく。

○国務大臣(三浦一雄君) 農林大臣としてお答えしているわけでございませう。

○小笠原三三男君 この種の法律案に対しての政府の見解は、私は農林大臣の立場でお聞きしているのじゃない。農林大臣の立場でお伺いしているのじゃない。これは、しつこいようですがけれども、私は、委員会において法律案を仕上げていく過程においてこの種の質問をするのは、岸内閣は賛成しているのかどうかということを知りたい。

まあ非常に持つて回つたような質問です。農林大臣が賛成ならば、閣僚の一員が賛成なんだから、内閣は賛成しているものと政治通念上は見られるのであつて、そのことを皆さんの方であれろいろと何か御相談するようであれば、これは農林大臣の賛成だということも、大臣でなくて個人発言みたいなことになるわけなんです。

○国務大臣(三浦一雄君) 実は、予算を伴いますものにつきましては、これに対する閣議の決定をもちまして議会の方面にも御連絡いたしますが、本件は直ちに予算の実行には異同がございせんので、議院の決定におまかせして差しつかえないものと考えております。従ひまして、私としましては、本案に對しまして別に反対すべき理由がない、こう考えております。

○小笠原三三男君 その私、私というのははだれですか。

○国務大臣(三浦一雄君) 申すまでもなく私で、私が農林大臣の資格で参つております。

○小笠原三三男君 だから、政府はいのですね。

○国務大臣(三浦一雄君) そうです。

○小笠原三三男君 そうすると、三十四年度予算要求の際には、この種の漁港整備には大体どのくらい程度の予算を必要として概算要求されておつたのか、念のために、将来の問題ですけれども、承わつておきたい。これは長官でいいです。

○国務大臣(三浦一雄君) 予算の折衝はいろいろございましてけれども、全部申し上げられない事情もございまして、その点はあらかじめ御了承を願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥原日出男君) お尋ねの点は、予算折衝の過程におけるお尋ねかと存するのでございましてけれども、これは内部の折衝の問題でございまして、成立いたしました三十四年度予算の中でどの程度のものを考へてゐるか、こういう意味においてお答えを申し上げますが、昭和三十三年の予算におきましては、今予定されております特定第三種漁港に對しまして、事業量として一億九千万円、端数を省略させていただきますが、その程度の額を計上いたした次第でございまして、三十四年度といたしましては、大体特定第三種について四億ないし四億五千万円見当の事業費、従つて、臨時が廃止された関係から、その二分の一が国の助成費、こういうことに相なる次第でございまして、この程度の特定第三種漁港の仕事の拡充をするということ

は、これは漁港の三十四年度の拡充さ

れました部分につきましては、特定第三種及び沿岸漁業振興のための零細な漁港との間のバランスをとりましたものとして、決してその他の部分を圧迫するといふ御懸念のない数字ではないか、かように考えておる次第でございます。

○小笠原三三男君 前回の委員会でお尋ねした際は、この法律に見合うものとしての予算措置はないので、三十五年度以降、しかも、三十五年度以降でも、農林大臣の修築計画が決定せられ、全般的な漁港整備の基準その他が決定せられて初めて確定するような予算が出てくる、金をつけていくという形になつていくように、相当時間的に間があるように私はお聞きしたのであります。

しかし、今の話の内容である一億数千万もの国の負担分というその金は、一般的な第三種漁港としての整備計画が完成していないといわれた二港に対する金であつて、特に上積みされて、一応第三種として完成されたものに、なおこの法律案に見合う金として予算づけした金だといふふうには私は思ひます。私、私誤解があるかもしれせんから、説明して下さい。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま申し上げました心組んでおります金額は、既定の漁港整備計画の実行の範囲内におきます金額でございまして、従ひまして、今後、三十四年度以降三三年を費しまして漁港整備計画を検討いたします際に、その結果出てきます改訂いたしました新しいものに基いての数字といふものではございませんこと

を、御了承願ひます。

○小笠原三三男君 そうすると、われ

われが考へておるこの漁港法の一部改正案が通つて、そして特定第三種漁港となつて急速に他の第三種漁港より整備していく、そういうための財源要求というものは、三十四年度予算策定の段階においてはしたのですか、しないのですか。

○政府委員(奥原日出男君) 予算要求の際におきましては、特定第三種に關します事業量の拡充及び国庫負担率の引き上げ等の内容を含めました予算の要求をいたして、いろいろ折衝した次第でございます。

○委員長(秋山俊一郎君) 小笠原君にありますが、今大蔵政務次官に對しまして、決算委員会から裁定のごことで回してくれということをお願いされ、来ておりますが、よろしくございませうか。

○小笠原三男君 それでは、一言だけ……今、農林大臣は、この法律案について賛成である、院議を尊重してこの法律案が通過の時は政府として考へなくちやならぬと、当然の御答弁があつたわけですが、大蔵当局としまして、すみやかにこれが裏づけとなる財源を付与するということについては御協力願へますか。

○政府委員(佐野廣君) 仰せの通り、昨年衆参両院におきまして水産振興の御決議のありましたことは、よく了承いたしております。従いまして所管省であります農林当局の方々と御相談いたしまして、すみやかにこういう予算措置等も講じ、その他いろいろ融資の点もございまして、起債の点もございまして、十分御趣旨に沿うように、誠意をもつて努力をいたしたいと、かように考へます。

○小笠原三男君 そのことが三十四年度予算で実現できなかったというところは、どういふところに原因があるのですか、一般的な財政不如意というところでなく。

○政府委員(佐野廣君) 今、大臣その他から、農林当局から御説明がございましたように、これが実現しなかつたということにつきましては、だれがどうということをごで申し上げるわけにも参りかねますが、この両省の間においての折衝の結果がそういうふうになりまして、しかし、これも先ほど農林大臣も御説明のありましたように、昨年の院議尊重、この点につきましては私ももちろん異議のあるわけではございません。しかし、当時、ここにいらつしやいます、青山先生がこれの決議趣旨説明をなさつたことも思ひ出すのでありますが、この漁港部の設置等、機構の問題から始めまして、漸次御趣旨に沿うように二項三項ございまして、こういう点につきまして一つ、漸進的ではございしますが、御趣旨に沿うように努力をいたしたいと思ひます。ことに、私専門でないの、そういうところから特に目につくというものが間違ひかもしれませんけれども、漁港修築の計画につきましても、農林大臣がこれを定められる、すなわち国が定めるというふうなことも相なつておりますことはきつめて重要な問題でございますが、拝見もいたしております。従いまして、予算という大蔵省というふうなことも相なりますけれども、受けようになつておしかりをうけるようなことも相なりますけれども、しかし、私も私どももいふのは、私個人じゃもちろんござい

せんが、大蔵省といたしまして、この御趣旨に沿うように、予算措置、それから先ほど申し上げましたものもろの点につきまして、御趣旨に沿うように、昭和三十四年度におきましては不幸にいたしまして御趣旨に沿ひかねたのでございしますが、予算の面におきまして十分考慮をいたすつもりでございまして、所管の省と今後協力いたしまして努力いたしますので、御了承願ひたいと存じます。

○東隆君 私は、お二人がおいでになるときが、大へんいいと思うのです。実は、同様のケースが、水産関係で衆議院に二つ法案が出ておるのです。先ほど農林大臣は、竜を描いたけれども点晴を失つた。これは予算の関係だろと思ひます。それは、水産業改良助長法案、それから漁業協同組合整備特別措置法案、この二つが今衆議院の段階でもって提案をされておるわけですね。この法案は私は、農林大臣も賛成されては、三十四年度においては予算を必要とするのです。しかも、これに對しては、三十四年度においては予算を必要としなくてもこれはやり得るものだと思ひます。しかも、私がこれを同じようなケースだと、こう申し上げるのは、実は沿岸漁業の振興という点について、今の政府の施策は非常に手薄だろと思ひます。で、三十四年度の既定の、今審議中にある予算について考へてみて、これだけのものを整備することは差しつかえない、こういう考へ方、実は同じようなケースでありますから、政府が特に衆議院の段階において反対をしない、しかし陰に陽にこれの成立に賛成をされる、こういう態度をとられるならば、私は、自由民主党の諸君は衆議院の段階にお

いても十分にこれに賛成をされるんだらうと思ひます。農林水産委員会において、そういうような法案の中身だろと思ひます。

そこで、私は、ちよいどいい機会でありますから、この水産業改良助長法案、これは、農業の方面においては十分この制度で足りばな仕事がないでいるわけでありまして、水産業関係が非常に困つておりますから、それと同様な形のものをごに持ち出してきています。これをお考へ願ひたいと思ひます。それから、漁業協同組合整備特別措置法案というものは、これは農業協同組合に關係する分は、もうすでに法律としてでき上つてきているわけですね。その当時参議院の方では、漁業協同組合と林業協同組合の協同組合に對して、これと同様な措置をすみやかに講ずるようになさい、こういう付帯決議をつけた中身であります。しかも、この關係のものは、多少の事務費を計上すれば、三十四年度においては計画を立てられればよいのでありますから、従つてこれも可能なんでありまして、そういう中身でありますから、一つ農林大臣は、これは關係ないという形ではなくて、かえつて積極的の一つ前進になつたらいのじやないか、こういうふうな考へておる中身でありますから、一つこの点について考へをお漏らしを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(三浦一雄君) ただいま東さんは、予算の何の裏づけ等もなく、やれるという御見解でございますが、当局としましては、両法案ともその施行につきましては、予算の計上なくしてはとうてい実施できない、こういう意見を持っております。従いまして、その成立に對しましてはにわかに賛成ができない、こういう態度でございます。

○東隆君 どういう点で不可能だと、こうおっしゃるのですか。改良助長法案の中身のものは、現にたとえば改良普及員に對しても十分な予算をとつておるわけですね。人も置いておるわけですね。その他の点について何も問題ないと思ひますし、それから漁業協同組合整備特別措置法案は、これは事務費を計上されればよい、これは十分にあるわけですから。しかも、この仕事はやつて、この仕事はやつて、これにやつたことを十分にやつて、それから、こういつて法律を出すのを延ばしておつただけの話でありまして、十分にやり得るところの予算を持って、これはこととして立てておいて、そうして三十五年くらゐから進めますれば、いい、そういう中身です。今、農林大臣が否定的なことを言われたけれども、私は決して否定的な発言をされる必要はないと思ひます。この点は、長官がよく御承知でしょうから、長官から一つ伺ひたい。

○政府委員(奥原日出男君) 私は、ただいまお話のございました二つの法案に關しまして、その内容自体をどうこう申し上げるものではないと思ひますが、ただ、三十四年度の予定されております予算によつてのみこれが実行できるか、こういうことにつきましては、若干の問題があると、かように思つております。まず、水産業改良助長法でございするが、この内容は、果におきま

試験研究員及び試験研究に對します助成、さらに、ただいまお話のごさいます改良普及員、専門技術普及員及び地区改良普及員に對する助成、これを内容としたのでございます。そこで、ただいまお話のごさいます、後者の改良普及員に關しましては、御承知のごとく、各水産関係県に人員を配置し得る予算は、不十分ながら計上いたしておる次第でございますが、県の試験研究に關する部分につきましては、試験研究員の助成というものは、これは全然頭を出しておらない次第であります。また、試験研究に對します助成につきましても、きわめて少額。法律で定める以上は、ほとんど大部分の水産県に行くほどの規模のものでなければならぬはずでございます。が、ごく一部の県にしか渡し得ない程度の金額しか計上いたしておらないのであります。

また、漁業協同組合整備特別措置法案に關しましては、その内容に關しまして三つの柱があるのをごさいます。すなわち、整備組合に對する利子補給及び合併組合に對する奨励金の交付、さらに不振組合に對する駐在あるいは巡回指導、この三つの柱がある次第でございます。明年度予算において解決いたしておりますものは、この三つの柱に關するもののみでございます。利子補給及び合併奨励金に關しましては、これは特に新たに予算を計上するか、あるいは債務負担契約をするか、あるいは困難に相なるのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○東隆君 私は、完全な予算がで

上つておるなんていうことは、一つも考へておらないのです。そんなことを初めから望んでおるのは、これはおかしい話でありまして、決して完全な予算を初めから考へておるわけじゃない。しかし、水産業改良助長法案の中身の予算はあるから、従つて、この法律によつてやり得るものをやつていつて、そして三十五年度からは本格的に予算を獲得したいじゃないか、こういうことなんです。漁業協同組合整備特別措置法案だつて、漁業協同組合に對する指導監督の關係の費用を持つておると思う。十分に持つておるはず。そういうような關係の予算を持つておつて、そしてこの仕事ができないう理由はない。だから、私はこの法律によつて、非常に今までのおくれた形のもの、これによつて整備をされて、そして指導を進めるに大へん都合がいいと、こういう考へ方であるならば、今きめられようとする予算の範囲内において、三十四年度は仕事をすればいいわけですね。三十五年度から本格的にとればいいのであつて、これは先ほどの特定第三種漁港の改正と何も違つておりません。だから、私は同じケースだから、これについて反対をされる理由は一つもないじゃないかと言つたところが、農林大臣は、予算がないから、それでこれはだめなんだ、こういうふうに言われるけれども、私は、そういうやうな、今の漁港法と同じやうなケースだから、私はこの際これを通されるように積極的に衆議院の段階で自民黨の側の方へ一つ促進をしていただきたい、こういうことを言つたのです。否定されるのは、これはおかしい話である。先ほど、こ

れは龍を描いてそして点晴をされてないのだと言つて、そして、これは賛成なんだと言われておつて、そして、今、これに對しては反対だと言ふのはこれはおかしい。そうじゃないですか。もう一度お答えを願ひたい。

○國務大臣(三浦一雄君) これは衆議院の立法に關しますことですから、われわれの方からとかの批判をしたりなんかすることは避けなければならぬ。せんが、施行上、予算を全然必要としないという見込みをわれわれは立てかねておるわけでございますので、従ひまして、この法律によつて制限された場合、それを施行する場合に予算が必要、こういう水産庁長官等の御意見でございまして、そして、予算なしではこの法律の施行はできない、こういうことでございまして、これにわかに賛成はできない、こういう趣旨でございます。

○小笠原三三男君 話が横つちへ行きましたけれども、これも大事ですから尋ねますが、農林大臣、幾らか言葉が足りないのじゃないですか。この趣旨、内容には、反対なんです、賛成なんです。何もかもいいけないというのですか。予算がないからにわかに動じがたい、予算の裏づけがあればいい、こういう法律案です、こういうことないですか。水産庁長官は反対だとは言えない。いいことなんですよ、これは。

○國務大臣(三浦一雄君) 予算の裏づけがありますと、前進すべき案だと考へております。

改正案は、農林当局としてよし、大蔵当局としてよし、今後積極的に善処する、こういう言明をいただいたものと私は考へます。

そこで、問題は将来の予算の問題ですが、その後、柱としては、国の負担率を引き上げるといふ形をまず推して、それによる予算を獲得する、これが骨格である。先ほどの御答弁の通り、そう政府は将来推進するであろうと私は了解したわけです。まあそれで、けつこうだろうと思つております。いや、さにあらずというのなら、今のうちに言い直しておいてもらいたい。

○國務大臣(三浦一雄君) われわれの念願としては、やはり第三種特定港と指定された以上は、これは負担率を高めた、これが骨格でございます。同時に、事業分量も拡大して参りたい、と考へておるわけです。

○小笠原三三男君 そこで、そういうことが、予算上は一種だ、二種だ、特定だというふうには分れませんから、従つて、包括的に漁港整備予算というものをとるわけですが、その特定第三種漁港のために、負担率を高めて重点的に仕事を進めるといふことのために、従来計画にあり、そして今後推進しなければならぬ零細漁港の整備、これらの方に財源が十分さかれない、しわが寄る、こういうことであつてはならぬというのが、前回の委員会における討議の中心問題であつたわけですから、それで、それらのわれわれの心配を取り除く、そういう意味での配慮を講ずるのだから、心配ないのだという点があつたらあつたら願ひたい、ないならばない、そういうことのないような前提のもとにこの種の仕事を

を進めるなら進めるといふ言明をいただきたい。

○國務大臣(三浦一雄君) 特定第三種漁港につきましても、今のような前進した態度をとりたいたいと思ひますが、このために他の漁港の整備にしろ寄せしないというふうにいたしたいと、こう考へております。

○委員(長秋山俊一郎君) 本件は大体質疑も尽きたやうであります、結局したものとして認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長秋山俊一郎君) 御異議はないと認めます。

〔速記中〕

○委員(長秋山俊一郎君) 速記をつけ下さい。

質疑は終局したものと認めます。では、これから討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○千田正君 この法案は賛成はいたしますけれども、昨日来当委員会においていろいろ質疑応答がありました通り、ただいまも小笠原委員から農林大臣、大蔵当局にだめ押しをしたやうであります、せつかく骨格ができたのであるから、この骨格がゆがめられないやうな方法を予算の獲得の際に考へていただかなければならぬと思ひます。そういう自信はもちろぬおありのことと思ひますけれども、それでなかつたなら、先ほど農林大臣がおっしゃつたやうな画面点晴を欠くと。絵だけ描いたけれども、目が一つも無いのでは、何らの意味をなさぬ、こう思ひますので、特にこの点は念を押して、次の予

算の決定に当っては特段の御努力を要望いたしまして、賛成の意を表します。

○委員長(秋山俊一郎君) ほか御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

漁港法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でございます。よって本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(秋山俊一郎君) 次に、漁船法の一部を改正する法律案(衆第五六号)(予備審査を議題にいたします。

ただいまからこの法律案の審査を行います。まず、質疑に入ります。御質問の向きは御質疑を願います。

○千田正君 この法案は、一トン以下の漁船に対しては登録を必要としないうえ、従来いろいろな煩瑣の面があるから、また零細漁民がこれを登録をしていろいろの場合においてかえって支障が大きいと、こういうアイディアのもとに出された法案だと思いますが、ま

た一方、私はこの点を一応田口さんにお伺いしたいのは、たとえば災害が起きた場合に、漁船に対する災害という場合には、その被害が漁船に及ぼした場合においては、登録した漁船は災害の対象にはなるけれども、登録してない、いわゆる今度あなた方が出されたこの一トン未満の漁船としましては被害は、そういう場合は漁船としては被害の対象としての処置の対象外になるわけですか、どうですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) その点につきましては一応研究をしたわけですが、ただ登録制度だけを除外しよう、こういうような立場でございまして、災害等の場合におきましては、当然に漁船として処置できる、そういう考えでおる次第でございまして。

○千田正君 そうしますと、漁船とは名を言っているが、場合によってはこれは運搬船にも使われる、あらゆる面には使えるわけですね。

○衆議院議員(田口長治郎君) 使用の方法は現状のままと思います。河川等におきましては、漁業をやる一面においてその他の用途にも使っておる。現状のまま使用の方法は変わらないと考えるのでございまして。

○千田正君 漁船としては、従来通り、漁船を主体として、漁業を主体としてやる。ただし、登録は必ずしているから、漁業が主体であるという観点からのお考え方はけっこうですが、そうであつても、たとえば、先ほど私が申し上げました通り、今度はそれを改造するとか、あるいは改造して一トン以上の漁船に格上げして、何かの権利を獲得すると、漁業権その他を獲得する場合

合においては、やはり漁船としての資格として認定して差しつかえないのですか。これはどうなんですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 今、承知の通り、長さ十五メートル以上の船はある程度制限をやっておりますけれども、それ以下の船は何もやっておりませんから、〇・九を二トンにふやすとか何だとかいうことにつきましては、ちょっととも差しつかえない、こういうふうな考えです。動力船は別でございまして。

○委員長(秋山俊一郎君) ほか御発言ございませんか。

○小笠原三三男君 水産当局はこの法案にはどういふ見解を持っておられますか。

○政府委員(奥原日出男君) われわれといたしましては、かねてから小型の漁船につきましては、今日登録あるいは検査、そういう制度がありますことのために、漁民に対して負担をかけたいて、こういう点についていろいろ反省をいたしておたのでございまして、省

かしはまた他方、これらを全然登録制からははずすということによりまする行政上の運用の不便、また先ほど御質問の中に出ておりました漁業保護上のいろいろな支障というものが起つてきても困るのではないかと、こういうこと

もあわせて考慮いたしておた次第でございまして。そこで、まあ一トン未満の無動力船、これはノリの採取、あるいは定置漁業、あるいは沿岸の一本釣、さらに淡水等の漁船でございまして、これらについて一応とにかく漁船法の適用からははずす、それに基きまして保険との関係その他でいろいろの不便が出てくれば、これは漁船につ

いてもセンサス調査等の別個の方法で、その不便を補充するということを考えてなければならぬのではないかと、とにかく一応これをはずすということの積極的な方向に踏み切りました次第でございまして。

○小笠原三三男君 そうすると、今までやっておったことは、ただ漁民に負担をかける行為であつたということですか。

○政府委員(奥原日出男君) 単に漁民に負担をかけるということだけではないに、そういう登録制度がありますことによりまして、たとえば保険の加入が円滑にいくとか、あるいは先ほどお尋ねがありましたような、漁業許可の面において実態がはつきりつかめるとか、そういうふうないろいろな利便もあつたのでございまして。まあその辺のプラス、マイナスを比較して検討いたしました結果、一トン未満につきましては、とにかく適用を除外するという方向に踏み切つた方が合理的ではないか、こういう判断をいたした次第でございまして。

○小笠原三三男君 従来の登録検査というものの必要だった理由はどこにあるのですか、あらためて一つお聞かせ願いたい。ということとは、行政は便宜に過ぎてはいかぬと思うのです、前提として、ですから、これこれの事情でこういうふうなことにあつたけれども、その必要を認めない。認めないなら認めないという内容があつて、この法案に政府として賛成してもらわなくちゃいかぬ。ただ、便、不便であるということであるならば、前からやっておつた行政がよくなかつたということにな

○説明員(稲村桂吾君) 私、漁船課長の稲村でございますが、お答え申し上げます。これは漁船の登録につきまして、これは漁船法によりまして各地方庁が行なっているものであります。最もおもな目的といたしましては、漁業の調整上の問題で、漁船の実態を把握するところがある。一番の問題であるところでありまして、それで、その実態の把握ということになりますと、これは数が非常に多いということでは、この無動力船あたりにつきましては、いろいろな問題点も今まであつたかと思うのであります。特に一トン未満というものは、先ほど長官からお話のありましたように、非常に小さいものでありますので、ただ、こういう

たものにつきましては、やはり実態の把握といふことが、かなり行政上の問題といたしましては、数も多いこととありますから、その勢力の把握等が非常に問題になると思ひますが、これは何か別の方法でやれば何とかやう方法があるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでありまして、それから私どものやっております登録につきましては、一ぱい一ぱいというものを把握する必要があるかどうかというところの問題があると思ひますが、そのことにつきましては、各動力船はもちろんのこと、調整上相当の重要性のあるものといふものにつきましては、どうしても一ぱい一ぱい把握しなければならぬと思ひますが、その点で一トン未満というものはかなりこまかいものでして、一ぱい一ぱい把握しなくてもよろしいのではないかと、いうことに考えたということでございます。

ます。

○小笠原三三男君 それじゃ水産当局としては、積極的にはずした方がいいというお考えなのですか。こういう法律が出たついでに、これが通つたら、まあはずされてもやむを得ないというのか、どっちなんですか。

○政府委員(奥原日出男君) われわれとしては、漁船法全体の再検討をかねてからいたしておるのでございまして、実は、ある範囲のものを登録からはずすというの必要を感じておつたのでありますが、そういう全体の再検討の中で改正法案を立案したい、こういうことから、われわれとしてはこの国会にこれを提案することに実は踏み切つてはいなかった次第でございます。しかしながら、確かにたまたま御指摘がございましたように、一トン未満の無動力船というものについては、一隻々をこういう現在の登録または検査という形において把握する必要も、まあない次第であるのでございまして、そこで、国会の方でこういう案をお進めいただきますことにつきまして、われわれとしてはこれを賛成をいたしました次第でございます。

○小笠原三三男君 そうすると、将来は少くとも無動力船に関しては全面的な再検討の結果は、一トン以上のものでも、何トン以下という限度になるか知らぬが、この動力のワタからはずしていくという趨勢にある。一応そういう認識を持っていいわけですね、先ほどの趣旨からいえば。

○政府委員(奥原日出男君) 登録の範囲問題に關しましては、ただいま小笠原先生のお話のような、いろいろな点を今後の全体の検討の中に一つの方向

として取り上げていかなければならぬと、かように考えております。しかし漁船法自身につきましては、現在の法体系の中に、さらに掘り下げて伸ばすべき部分もありますし、またその他再検討を要する点もあるのでございまして、それやこれや、今後とも検討を続けて参りたい、かように考えております。

○小笠原三三男君 そうすると、漁船法など行政機構の拡充に伴つて十分な検討を加え、少くとも将来に漁船法の一部改正案というふうなものが、再検討の末出てくるであろうと、一応期待しておつていいわけですね。

○政府委員(奥原日出男君) その通りでございます。

○小笠原三三男君 私こういうことをお尋ねするのは、ぼつんと切り離して一トン未満であるからいい。無動力船であるからいい。そうして、ただしその結果は、実船把握に事欠くであろう。行政指導上はやはり何とか他の方法で把握だけはしておきたい。そういう考えもあるのです。これつきり、便宜的にこのものを切り離して、この種の措置をとるといふことはいかがかと考えたからお尋ねしたのであります。そう将来の全面的な見通しがあつて、まず第一段階、この程度のものであるということに進められるということであるならば、私は賛成をいたします。

○千田正君 もう一点だけ聞きたいのですが、今のお答えで大体はわかつたのですが、一トン未満の無動力船というのは、零細のうちの零細の漁民が使用しているわけですか。そうしますと、もちろん漁船の保険等のこれは対象に

ならないとしても、何かの面で、こうしたいわゆる一トン未満の船をもつて、すなわちをしておる人たちの一つの財産、こういうものの損害であるとか、あるいは損害を未然に防ぐような、たとえば保険のようなものであるとか、そういうものの育成というふうなことからいって、産業の育成というふうな意味からいいたしても、こういう零細漁民の持つてゐるものが、漁船としての対象からは一応形式的にはずれておる。はずれておるのだが、その後のこうしたものをいかにして救い上げるかというものの何かのものが次に出てこなければならぬ。落されたためにマイナスになるのじゃなく、そういう漁船の中から落されたために逆にプラスになる面が出てこなければならぬ。そういうプラスの面を何か考えておられるのですか、どうですか。落すと同時に、片一方に救い上げるという対策がなければ、単に落して、一番零細な漁民が何らの対象にもならないというところは、これは水産行政の上からいけば、あまり感心したところじゃないと思うのです。この点はどうなんですか。

○政府委員(奥原日出男君) われわれ水産行政をする上におきまして、沿岸漁業の振興が一番大事な柱であることとを常に強調して参つておるのでございまして、従つてそういう観点から、たとえば保険の運営に關しましては、大型あるいは中型の漁船の加入は非常に促進されておりますが、零細な漁船の加入が伸び悩んでおる。これらの問題について、保険制度の基本的な改正を目途とした参議院を近く水産庁内部に作りまして、そういう方向で

の検討を具体化したそうと考へておるのでございます。また、漁船の災害に關しまして、ともすれば大型漁船の被害についての救済は迅速に参りますけれども、小型漁船が置き忘れられるというふうなことのないよう、農林漁業金融公庫の指定災害の中に、小型の漁船の災害融資というふうな問題も、ぜひとも事態に合うよう進めて参りたい。こんなふうな考えをあらゆる面において今後とも進めて参りたい、かように考へておるのでござい

ます。ただ、そういうことのために、登録制が一つの事態把握の柱になつていくことは確かでございますけれども、また漁民の負担にも相なつてゐる点もあるものでございまして、そこで、これを一応今回はすすことになつたしまして、今これによつて、保険あるいは災害、その他行政上の不便は、町村等との間の行政上の連絡を円滑にすることによつて防止し得るのじゃないか、かように考へておるのでござい

ますけれども、まあ将来は、さらに定期的な漁船についてのセンサス調査等の方法をも取り上げて補充をいたして参りたい、かように考へたして参ります。

○清澤俊英君 提案者にちよつとお伺いしますが、聞いていますと、政府の考へ方は何かちよつと違つておるようなところがある。何も政府に従ふ必要もないけれども、いろいろ千田さんなどの質問の要点から考へてみましても、むしろあつた方がいいのじゃないかというふうにも考へる。そういう場合において、提案理由の説明書を見ますと至つて簡単で、まあ面倒くさいからやめたらよからうというふうなふうにもとれますが、その実益とはいか

ることであるか、具体的に一つ。○衆議院議員(田口長治郎君) この法案を出した理由としましては、まず登録をするという問題で、漁船登録は登録料が最低が二百円でござい

ますから、この種の漁船は登録料、手数料を二百円納めてやつておるのであります。それは二百円一回でござい

ますから、大したことはございせんが、帳簿と現物をつぎ合わせるために、三年に一回ずつ、いわゆる検査をやつておるのでござい

ます。ところが、御承知の通りに一カ所に集中してゐる場合もありますけれども、ほとんど分散的のものが多

司令部が初めて漁船登録の規則を作りまして、そうして船という名のつくものは全部一つ登録をさせる、こういう制度をしたのでございますが、この制度をそのままの漁船法の登録制度に取り入れておられますために、こういう問題が起つておると思つてござい

ます。船法では五トン以下のものは、登録からはずしてあるのでござい

ますが、漁船だけは、船であれば、こ

ういうことになつておつて、現実

に漁業者が非常に迷惑をこうつてお

る、こ

から、これは少くともこの漁船保

険な

んかに関係のない一トン以下の船、こ

の隻数が非常に多いのでございま

し、無動力船が約二十五万艘ござ

います、この一トン以下の船が約十

万艘でありまして、無動力船のう

ちの七七〇程度が、今申しますよ

うな迷惑をこうつておる、そうしてこれ

が、どの点が必要があるかという点に

つきましては、ちよつと私には考

えられない程度の制度でございま

すから、十九万艘の人が困つ

ておる問題だから、一つはずして

もう一方が沿岸漁業者の方が非常

に助かる、こ

ういうような意味で提案した

次第でござい

ます。

○清澤俊英君 十五メートル以上のもの

は登録制をとつてと言われるのであ

りますか。

○衆議院議員(田口長治郎君) いや、

建造許可を……

○清澤俊英君 許可制をとつてゐるの

ですか。それは何のために許可制を

とつてゐるのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 動力船

と、そして漁業能力の大きい十五

メートル以上の船は、これは漁業の調

整あるいは資源問題から、やはりある

程度建造を調整する意味で許可をと

ておることと思つてござい

ます。

○清澤俊英君 長官どうです、漁業調

整のために船を制限するのですか。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま

田口先生からお答えがござい

ましたよ、漁業調整いたしますにつ

きましては、当該漁業に従事いたしま

するに、漁業調整いたしますにつ

きましては、当該漁業に従事いたしま

するに、漁業調整いたしますにつ

づいては、当該漁業に従事いたしま

するに、漁業調整いたしますにつ

づいては、当該漁業に従事いたしま

するに、漁業調整いたしますにつ

づいては、当該漁業に従事いたしま

するに、漁業調整いたしますにつ

づいては、当該漁業に従事いたしま

返って、ひどいけがもしないす済むというような場合もあるから、従いまして、同じ一トン以下のような小さい船で出ていかなければならぬような人が船を作る場合でも、登録制等をして、そうして、できれば規格認定のようなものまでして、めんどろを見ると同時に、そこへあたかな手を差し伸べて、そうして丈夫な船を作つて、わずかな突風で目の前でずくひっくり返つたなどというようなつまらぬ遭難が起きぬような堅牢な船を作つていくことが必要じゃないか、こういうことを言っているんです。野放しにしまつたら、だんだん悪いものを作つたり、無理な船を金でなければ無理なものを作ります。横つ腹へ穴があいてるものに、まさか川舟でもありませんから、ブリキを張つて出て行くものもありますまいけれども、極端なことをいえば、川舟などにはそういうものがたくさんあります。漁船でも、川の農舟などにはそれに近い舟もわれわれは見てゐる。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま私が申ししたのは、実は先生のお話、大型化せよということをおっしゃつておられるという了解のもとにおいて申し上げたのでございます。沿岸漁業に使用いたします小型の船が、できる限り堅牢化され、大型化していくということが望ましい。これはカツオ、マグロの遠洋漁業の大型化とこれとは、また別な問題でございまして、そういう意味におきまして、われわれ農林漁業金融公庫の漁船建造の融資ワタの中に、さらに別ワタを作りまして、特にそういう部面の強化を實行していききたい、こういうことを申し上げたのでございます。

○東隆君 私はこういうようなケースのときにはどういうふうになれるか、お伺いしたいんですが、それは手繰りでもってエビをとる、動力船でもってエビをとる、こういうようなところで、私は一トン未満のものが無制限にたくさんでできると、やはり相当問題になろうと思ふんですが、そういうような場合に、これはどういうふうな規制をされますか。

○政府委員(奥原日出男君) 具体的にその場合に際会いたしまして対策を講ずることに相なるのでございまして、今予測的に答え申し上げますが、困難であると思ふのでございまして、果の漁業調整規則によりまして許可制度をし、これに従事いたします漁業者に対しては、船舶ごとの許可を与える、そんなふうな方法によりまして、資源の涵養及び漁業者相互間の摩擦の調整というふうなことをはかるといふのが、そういう場合における通常とられる方法ではないか、かように考へるのでございます。

○東隆君 たとえば、これは根室の付近にオダイトウという所がある。あそこでエビをとつておるわけですが、これは非常に成績を上げておる。無動力の手繰りでとつておる。こういうような場合に、私は一トン以下の船に、ある程度の規制をしないと、私はなかなかむずかしい問題が起きてくるんじゃないか。というの、その範囲内の船を、ほとんどこしらえて中に割り込むというふうな問題も起きてくるんじゃないかと思ふんです。今の形において、私は割合にうまくいっているんじゃないか、こういうふうにも思ふんですけれども、しかしこの登録といううな一つの段階でもって、ある程度船に対してつかむことができないという、そういうような態勢のものでは規制ができるけれども、しかし登録制を廃止してやるということになると、船そのものについてつかむわけにいかないことになるんじゃないか、こういううな気がするんです。その問題について今のお答えでは、少しまだ心配な点があるんですが、どうですか。

○政府委員(奥原日出男君) 漁業の許可制の円滑な実施をはかりますために、船の登録というふうな裏打ちで漁獲の規制をするということをおあわせて行ふということも、一つの方法として十分考えられることとございまして。しかし、今日たまたま問題になつております程度の船にしましては、これを登録なり、あるいは建造許可なりでしはつていくのは、かえつてこれに伴います国民の負担が、その規制によるプラスよりも大きいように考えられるのでございまして。で、ただいまのお話は、これは小型底びきの問題に關係があると思ふのでございまして、小型底びきに關しましては、御承知のごとく、これが整理を断行いたしましたので、そうして各地域にワタを定めまして、その範囲内で漁船ごとに許可を漁業者に与える、こういうことになつておるのではないかとございまして。従つて、ただいまのような問題に關しましては、これは漁業者の一方、順法精神と申しますか、また相互監視、そういううなものも強化するということと相俟つて、やはり漁業取締りの一その徹底をはかるというふうなことで対処していくということにあるべきじゃないか。

か。そのために特に漁船の面におきまする規制を加えるというところは、その範囲において得るところがありまして、また同時に失うところがあるが、より多いんじゃないか、かように考へる次第でございまして。

○委員(秋山俊一郎君) ほかに御発言もないようですが、本案の質疑は大體終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めて、質疑は終局したものと認めます。この法律案に対する質疑は以上をもつて終了しましたが、まだ衆議院を通過してありませんが、通過の上は、直ちに討論、採決を行うことに御異議ございせんか。

○委員(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めて、質疑は終局したものと認めます。この法律案に対する質疑は以上をもつて終了しましたが、まだ衆議院を通過してありませんが、通過の上は、直ちに討論、採決を行うことに御異議ございせんか。

○委員(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めて、質疑は終局したものと認めます。この法律案に対する質疑は以上をもつて終了しましたが、まだ衆議院を通過してありませんが、通過の上は、直ちに討論、採決を行うことに御異議ございせんか。

○委員(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めて、質疑は終局したものと認めます。この法律案に対する質疑は以上をもつて終了しましたが、まだ衆議院を通過してありませんが、通過の上は、直ちに討論、採決を行うことに御異議ございせんか。

費の概略を、資料があつたら出してもえれば一番いいですが、資料をあとにして、これだけについてお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) またいい資料ができましたら、別途ごらん願ひたいと存じますが、プラントにつきまの規模と、その牛乳の生産費の問題をお聞きと思いますが、お話を通り、おおむねのところは、適正規模というものがございまして、飲用牛乳はむずかしい操作ですが、ある意味では適当な機械でやれば簡単な処理加工業でございまして。あわせて労賃が相当大きなウェイトを占めます。一日一石の処理量について、一人の事務その他技術者、労働者込みまして、一石について一人の従業員がおるの、今、日本の現状であります。これを最近、酪農振興基金で設備資金を融資する等の場合は、もっと、そういう簡単な基準から見ても、能率がよくなるように考へておるのであります。生産地の農家における集荷については、一応プラントとはいつておりませんが、一応以上申し上げます。

○清澤俊英君 私のお伺ひしているのは、まずかりに、一日十石を市乳として販売しているプラントが一つある。二十石、五十石、百石、百五十石というふうな機械の大体基準があれば、基準プラントとできると思ひますが、そういうものを中心にして一升当りどのくらいの生産費を要するか。

というものを標準と見ております。

○清澤俊英君 標準と見ているのじゃないですよ。ちょっと質問が悪いかもしれないですけど、私の言うのは、かりに十石の生産をしている乳業会社があるとする、加工して販売している乳業会社があるとする、その生産費は幾らかかるか、かりに百五十石の非常な標準機械を使ったところで作る牛乳一本なり、一升なりの製作費はどれくらいですか、中間のめんどろなことは聞きません。そういうものの計算だけ聞いておるのであります。

○政府委員(安田善一郎君) 先生のおっしゃる意味はわかりますが、農林省がおすめして、また全国の調査をして、その中位値といいますが、またいろいろな平均値がありますが、いずれにしても、その平均値を押えて、これを公式的に提出できるものは持っておりませんから、ちょっとこの際はお許しを願いたいと思います。

○清澤俊英君 これは意地の悪いような質問をいたしました、実は谷垣さんのときもこれを尋ねたが、立ち入り検査ができないために、それがまだできておりません、こういうお話のようだから、たぶんお持ち合せはないと、こう私は思っておるのだ。そこで問題は、持ち合せがないとすると、この法案の改正並びに前の改正等において、乳価の決定に対しては、知事に申請をして紛争を解決するとか、あるいは農林大臣が解決するとかいって、大事な生産費が幾らかかっておるのかどうかかわらないで決定するといふことは、はなはだ無理じゃないか、できない仕事じゃないか。従いまして、紛争はなかなか解決しないので、

しまいにどんぶり勘定か何か、どんぶり勘定というのもおかしな言い方になります、めくら勘定というのが適当だと思ふのですが、めくら勘定になつて、一円下げられるとか、下げられないとかいうような、不合理なものができやせぬかと思うから、その辺に對するまづお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 乳価に關する関係法案の問題と、その基礎になる場合の考え方とか、調査のところをお聞きだと思ひますが、御指摘の乳価についての紛争あつせんの場合でございしますが、これは本法案は、まづ生乳等、処理加工された牛乳ではございせん、酪農家が搾乳いたしましたままの、未殺菌の牛乳やクリームにつきましてのものを規定いたしておるのであります。これは生産費につきましては、調査戸数が非常に少なくて片寄つておると思ひますが、農林省の統計調査部で、ある程度は調べております。あわせまして、紛争のあつせん、または調停をいたします場合は、両当事者から意見を出してもらつてわけでありまして、必要に応じて調査をいたしまして、報告も取りまします、昨日申し上げましたように臨検検査もする。帳簿も見せてもらう。

また、過去の乳価、物価の趨勢から飼料の趨勢、乳製品、物価の趨勢等を考へまして、価格の推移と並行していけば、パリティ指数といふものがある、パリティ指数そのものになるかどうか疑問になります、そういうことも考へて、彼此勘案して案を具して勧告するのでございします。公定価格を作るのは、ございせんので、そういうふうにして

していききたい。だんだんその実績を上げて、資料と努力を積み重ねまして、いい運営をしていきたいと、こういうふうにお思ひしております。

○清澤俊英君 私の言ひますのは、農家の生産費は大体何度か調べておる。農林省統計などで出しておられるのだから、この点は間違ひなく近いものが把握せられておると思ひますが、売つてゐるものに大体どれだけのうけがあるかないか、これだけ売れば損がいく、得がいくという場合に、それを押える、乳業者を押えるきめ手として、ブランドの生産費といふものが重要な役を持つておると思ひます。それがわからぬで勧告を受けても、これから行つて検査するんじゃないや實際問題として私は非常な問題がそこに生じるのではないかと、こう考へてお伺ひしたい。

○政府委員(安田善一郎君) なま牛乳を原料としたしまして、これを処理加工しまする業体につきまして、すなわち乳製品の製造業者及び飲用牛乳の処理加工業者であると思ひますが、その経営状況に關する加工賃に當る場合の原価計算を絶えずしておらない。また、特に今までにおいてはおらない。これは、うまいかかないのではありません、この御意見だと思ひますが、事の筋道はその通りだと思ひます。今までは農林省も十分にこの措置をとつておつたとは思ひませんが、むしろなかつたといつてもいいくらいのことかと思ひますが、それだから今回予算においては、その処理加工販売業についての調査費を含めまして、約三百万円の本省及び地方庁を通する直轄調査、これをいたすように経費を計上してございします。また、ただいまでも四大メーカー

につきましては、財務諸表等を取りまして、決算期等で公けにされましたものをとりまして、いろいろ分析研究をいたしております。中小メーカーや農協の処理加工業における加工賃等は、まだやっておりますが、農協等が農協法に基いて協力して調査を進めておる、急速に進んでおると、こういうこととの協力をお願いできると思つておりますので、予算及び今回の調査権を拡大したいと思つております。改正案が、もし通過をお願いできますれば、急速にその体制を整備したいと思つておる次第でございします。

○清澤俊英君 その次に一つお伺ひしたいのは、大体、現在言われている買上乳価ですね。農民の買上乳価、これは基準を大体どこに置いて考へておられるのか。と申しますことは、収入の場合は大して価格の相違はないかと思ひます。年間を通じて、ただ、これが原料乳に使われて、バターだとか、チーズだとか、粉乳だとかいふような加工品になります場合に、それが左右せられて非常な価格の変動を持つてくると思ひます。こういう場合、大体比重をどういふふうにか考へて乳価といふものを定めていけるか。そういうお伺ひをしますことは、養蚕等でわれわれが痛切に感じております通り、大体の需給、普通需給の關係において相場が動く、こういう考へ方で正相場は需給の關係でも動きませんが、同時に思惑でも動く、こういうことがわれわれ感ぜられる。思惑で動いた場合には、これは一方者の利益のために市場の価格が変せられる、こういうもの

の動きが直ちに乳価に反映しなければならぬ、こういうことになりまして、何らかの基準を設けて農民の買上乳価を定めていく必要性が、私は非常な重要なものになるのじゃないかと思ひます。この点に對しましてお伺ひをしておきたい。

○政府委員(安田善一郎君) 乳価に對する清澤先生の御意見は、基本的な考へ方においては私も同様に考へております。他の商品についてもございしますように、また牛乳は牛乳、乳製品は乳製品、特殊の事情もございします、自由経済のもとに牛乳の価格、乳製品の価格、あるいはその売買契約の内容に深く、政府がタッチをする法令が今までございせん、そこを、国でどういふふうにか幾らかの價格が基準的な價格であるか、こういう制度と予定いたしておりません、でしたので、調査にとどまるわけでありまして、また研究をした結果の見解にとどまるわけではございします、價格が需給關係から生ずると同時に、生産費もまた一つの見安になりまして、生産費もまた入つて動くという事情も今まではあつたと思ひます。その弊を、直接價格を公定するとか、基準價格を定めるというところで作成するといふことになつた、取引の公正化をはかつていきたいといふのが今回の改正案でございまして、そこで紛争、あつせん、調停等を添えた取引關係の諸事項を規定してあるわけでありまして。しかし現状の乳価は、契約面によりまして、北海道を最低にいたしまして一升三十六円、東北の山の手の方においても一升三十六円であります。一番高いのは近畿地方の市部の市乳地帯、北九州の市乳地帯で

ざいまして、一升六十円くらいであります。それくらいの間に各地の立地条件や経営規模、濃厚飼料、自給飼料のあり方の違いで、いろいろ地域的に違つた価格差を生じて今取りきめられております。これは昨年の六月に、おむね各地において一割ないし一割三、四分ばかり値下りをした値段でございますので、基準と申しますれば、そういう立地条件を備えて、市乳地帯

が、原料乳地帯であるかを考えながら、どのくらいの割合が市乳に向けられて、どのくらいの割合が原料乳に向けられるかという、一地帯についても用途の仕向先別の割合によって原料乳価のあり方も違ふと思われるのであります。したが、それらを勘案いたしまして、先ほど申し上げました生産費物価指数、製品と原料乳の関係、加工賃の調査、さらに企業の経営状況の調査、債務保証を酪農振興金でいたします場合の信用状況、企業経営状況、滞貨状況、在庫状況、こういうものを総合勘案して資料にいたしました基準を作りたいと思っております。

○清澤俊英君　今の御説明にあります通り、生産の主要部分を原料乳に回す、北海道、東北においては生産費も低下しておるかもしれませんが、三十六円、北九州等で市乳に大部分回すところでは六十円、東京の付近も大体六、七十円だと思ふのでありますが、こうしてみますと、大体が市乳地帯に回すところでは市乳価格はそう変動がないのです。そうしてみますと、それが原料乳価とともに一割ないし一割二分も昨年のように下ってくる。これは非常に私は原料乳価に藉口して特殊地帯といわれる、非常に牛乳生産の上にいい

場所とも見られるところまで下げられておると同時に、最近は長期輸送もできるのでありますから、昨日のお話の通り相当に遠い所からも市乳として原料乳が回されてきておる、その価格のものが入ってきておる、こういう非常に不合理がそこに生まれるのであります、これらに対して農林省は一体どう考えておられるのか、将来どう持っていくのか。

○政府委員(安田善一郎君) 本案を作成してあります根本の考え方も、これを運用しようとしたしております私どもの農林省も、また発展の段階に應じまして多少の程度の差はございますが、実質においては昨年の夏以降の乳価問題の処理の際におきましても農林省は変った考えを持っておらないと思うのであります。すなわち乳業者本位には考えないようにいたしておるのでございますが、生産がだんだんと増加いたしましたして、畜産を含めました農業の各部門中では、終戦後では成長率が一番高い酪農でございまして牛乳の消費も牛乳生産の上昇につれて増加して

参つておりましたが、二十九年の暮れからと、三十年の春と、特に去年の夏以降最近までそのバランスが破れまして、市乳地帯で市乳用に売るのだけでも供給余剰が生まれる、勢いその市乳地帯においても乳製品用に処理される、こういうこともございまして、従来よりは需給のバランスを通じて、思惑なくとも生産過剰からくる不円滑の状況があったと思いますが、あわせまして経済一般の状況も購買力の点もあつたと私は思います。そういう意味で乳業者を弁護する意味で申し上げたのではございませんが、それらの点

は注意して見なければいけませんけれども、市乳地帯に市乳用として向けられる量が、消費地に近い生産地である場合、あるいは遠い生産地である場合を通じて、それが多ければ多いほど原料乳価は高かるべきものである、また高くてやっていけるものだから、こういうふうに思うのであります。乳製品になりますというと、ある程度の貯蔵性もきますし、消費の弾性値等

もだいふ違ふものでございますので、価格の上下が相当ひどく、また在庫も相当数に上り得ることがあり得る、昨年などはあったと思うのであります。その場合は、原料乳としての価格は製品から逆算しましても相当安いのであります。昨年の暮れまではバターに原料乳を使いますと二十五円から二十七円くらいの間にあるように私どもは思っておりましたが、まあそこらの点を考えまして、いろいろな函数といいますが、関係を作りまして適当な価格の目安をつけるよりしようがないじゃないか、そういうふうにやるのが実情に即するのじゃないかと思っておる次

第でございます。

○清澤俊英君 昨年夏から下つてきましたが、最高のときは生産量はどのくらいですか。最近また不足だというので乳価が上つてきましたが、最近の乳量の減り具合はどうなですか。

○政府委員(安田馨一郎君) 酪農に関する資料、というところとじ込みの中に入れましたつもりでございますが、統計調査部の調査の、さらに最近の調査としました一月が加わっておりますけれども、牛乳の生産量は一カ月で見ますると、昨年の一月が十二万二千トン、それから四月で申しますと、夏乳価に近

くなってくるわけですが、十三万トン、五月が十三万九千トン、六月の場合は、乳価問題が起きました六月では十三万六千トン、七月、八月、九月はそれが漸減いたしまして十一月で十二万二千トン、それから増勢に向いまして十二月が十二万六千トン、一月が十三万トン、こういうふうになっておる次第でございます。

○清澤俊英君　そうすると、大したあ

れはないわけですね。十三万……、一万トンくらいの生産の差で、あれだけの大幅な値を上げて価格の変動が起きるといふのはどうもおかしいと思うのです。

○政府委員（安田善一郎君） 昨年の、私、しさいにわたる経済分析をよく了しませんでした。年々牛乳の生産が夏場は生産が、減って需要が増すが、その他の他は生産が多くて消費が減るという状態の季節変動を繰り返しながら、三十二年の冬からいたしまして乳製品は生産は消費をはるかに上回りました、在庫がふえてきておったように思っています。その月々の生産の増加と、その月

月の消費とを見ます場合は、消費中の飲用牛乳に向けられますものは、同じ月に消費がされると見ていいほどの生産と消費とは接近差ではありますが、加工用に向けられますものは益とか暮れとかに相当消費が多いのでございまして、その間に逐次たまってきたものが生乳換算で、夏分の八十万石分に当っておった、業者はこれを百万石以上あったと称しておったようであります。農林省の統計調査部の調査では、そういうふうに推算できたので、以上の措置を講じたようであります。その後の学校給食用への乳製品消費が特に

三十万石ばかりございましたことと、一般消費で集団飲用等が進みまし
たこと、乳製品が十二月以降相当消費
がありましたことと、さらに最近はこの
夏の需給の見通しからいたしまして、
加工品のある程度、たとえば脱脂粉
乳、全脂粉乳等を、主として飲料牛乳
業者が、その他加工業者が買ってお
るような事情がありまして、需給の好転
が見られると思いますが、来年度への

持ち越しはやはり正常在庫をかりに一・五カ月分ぐらいいたしますと、それを少し上回るぐらい需給は大体平常化しつつあると、こういうふうに思っておるのであります。

○清澤俊英君 昨年問題になりましたが、夏乳で大体上るべきとき下ったり、これが問題になりましたね。しかしながら、冬分になったらどうなるのだろう、こういうような一般の思惑景気というものも非常にあの臨私は影響しておると思う。心理的な影響をしておる。幸いにして政府で緊急処置をとられて、学校給食等の買い上げ等を決定せられたので、ようやく食いとめ得

たと思うのでありますが、そういう状況で、わずかのものでも自由主義経済である限りにおいては、そこにわずかなことで価格変動を思惑的に起す、私はこれが問題だと思う。そこがほんとうの、需給が、余ったということよりは、当時この農林水産委員会等でわれわれも軽卒であつたと思うのです。ここで審議の際に、東北等回つてきて、あの勢いでどんどんと酪農が進展していったならば、これは消費にマッチしないだらうとか何とかというような議論もここでやつたりしましたことも非常な影響を來たしておるのじゃない

飛び込んで行っても、場合によりましてダンピングでたたかれてどうにもできない。これが現実なんですから。だから、この呆音を強引して、一面見

を維持するという点は、もう農林省よほど力を入れてやっていかぬと、私はなかなか効果が上らないと、かように考えておるものであります、これはまあ意見にしておきたいと思ひます。

あと、ただいまも局長が言われます

の乳を作り出して、そうして消費拡大をはかるといふことが、乳業将来の第一の安全弁だと。従いまして過去の歴史から見ますと、都市における牧場から発達してきている。そうして需要の消費の限度も、ごく高級の一部もしく

は病人等の滋養食と、こういうようなところから一般消費階級に入ってきて、最近におきましては農民を中心として、酪農業に今変革の最中で、農林省では乳業者を中心とした牧場形態から離れて、市場価を中心にした粗飼料、草資源等で安い乳を作る指導を行

われ、本年度の予算等におきましてもこれについては、いふん予算もとっておられるようであります。また私どもから見ますと、実際の農家の草資源という問題に対して、予算のとおり方があるのではない。こういうふうな考えておるのであります。が、畜産局長、どうい

うふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(安田善一郎君) その前に、ちよつと間違いましたから訂正させていただきます。先ほど二十四条の二項の省令の定める手続によると申しましたのは、私ちよつと誤解しておりました。

て間違ひ重した。これは、農林方目の乳製品の保管について定めたときの計

画の公表と酪農振興基金に通知する場合の手続でございます。申し上げたかったのは以下のようにでございます。第一項によりまして、このどれだけを市場からたな上げするかという保管計画は農林大臣である、国自身が立てるのでございまして、その保管計画内の、保管計画を定めるべき、省令で定める事項の中で、保管者である製造業者が大部分を占めますが、製造業者が、大部分の乳業者が勝手に保管物資を処分しないようにさせることでございます。

その次の御質問でございますが、酪農経営の改善は各方面にわたって集中的に効果を総合して発揮できるようにいたしますことが必要だと思っておりますが、おおむねその考えは、本法案に盛り込まれた酪農経営の改善計画の計画事項になると思っておりますが、そのうちでも乳価の半分ばかりに相当する濃厚飼料を使っておるのを、購入して酪農を営んでおるのが、北海道を別として本州側の一般的な状況でございます。そこで、自給飼料を強化することが最も根本的に重要なことでございますが、第一には草地改良造成事業を行うべきと思っております。これは昨年度までに都道府県に対して二百七十台の草地改良用のトラクターその他の付属農機具の補助を行なっておりますが、この能力を發揮すれば、なお今後相当の改良面積は可能でございます。そこで、昨年度までは高度集約牧野を約三万五千町歩、改良牧野の改良を三万七千町歩実施しておるが実績でございますが、将来は牧野を高度集約牧野に造成したいと思っておりますのは、今後四年間で小くとも十萬町歩く

らしいかと思っております。また、既耕地におきます飼料作物の栽培も年々ふえておりまするけれども、三十二年末には約二十八萬町歩ございました。農林統計の示すところでございます。これも長期計画の中に立てております畜産、特に乳牛の飼育の長期計画にのっとりまして、さらに少くとも十萬町歩程度の飼料畑は、利用度が増しまして作りたいと思っておりますが、でございますが、それを用途にいたしまして、三十四年度はただいま先生御指摘のように、補助金としましては高度集約牧野について約七千町歩、その他の優良放牧地の造成で三百二十町歩を対象にいたしまして、一億五千八百萬円を計上しております。なお、この草地改良事業は利用をすべき農家の方々がどういふふうな計画を持ち上げて、また実行していくか。でき上りまして草地、牧野、これにかに維持管理していくかということについて基本の制度をさらに研究する要があると思っておりますが、目下研究中でありますので、成案を得ますれば農地制度のような草地制度、あるいは土地改良法に書いておりますような意味の草地改良事業法、こういうようなものを参考にいたしましていろいろのものを参らん仕上げていきたいと思っております。あわせて三十四年度の予算に計上してあります、法律案の細目説明でも申し上げましたように、都道府県等が酪農計画に基いて実行いたします草地改良事業はもう少し大規模なものをやつてみたいという意図が、その場合は国が調査と設計を、工事をいたします場合の土地改良事業の設計のような

もの、干拓事業の設計のようなものであります。その基本調査と工事計画の設計は国が直接でやつたらいじやないか、そういう考えを持ちまして、来年度はとりあえず四カ所くらいをねらいまして、大規模草地改良基本調査設計費と書かれてありますが、五百萬円を計上いたしておりますのであります。また北海道を中心にしてあります、また北海道の改良事業がだんだん進んでおりますが、なお相当の面積これはございまして、補助金において三百萬円、また放牧利用模範施設補助金で約一千万円を計上いたしておりますが、飼料畑におきます肥料あるいは種子等の農業改良資金を一つ活用したい、また事業は、草地造成改良の事業をいたします場合にも、その事業費に対して農業改良資金を利用したい、こういう意味におきまして、農業改良資金には八千八百萬円を計上いたしますと同時に、農林漁業公庫の資金を使うことが適当と思われるものもございまして、これに對しましては一億九千三百萬円の資金措置を講じておるのが来年度の事業でございます。なお、そのほか既に既耕地で飼料作物を作る、あるいは牧草を作るということが、先ほど申しましたように、非常に進んでおりますが、これは新農村建設事業の中において約一千町歩、北海道に長年牧草地の更新事業といたしまして千八百町歩、また飼料作物の作付をする、従来の作物を転換する意味におきまして約八千二百町歩、寒冷地畜産振興に伴います自給飼料の増産としまして千四百町歩等を予定し、その他を含め、農業改良資金、農林漁業公庫資金、五

億六千万円、来年度の財政投融資としまして計上をいたしておるのでございますが、なお牧草または飼料作物の種に對します採種圃あるいはそのもと原種圃あるいは配付奨励をいたします措置等、おのおの予算及び資金を通じまして確保しておるのでございまして、これを逐年続けていきたいと思います。おおむね三十七年度までは牧野において十萬町歩、その利用度も増す、ブラスであります。従来以上に十萬町歩、細の飼料作物について十萬町歩、その利用度も増す、こういうふうな考えておる次第であります。

○清澤俊英君 この無利子の改良費といふのは何です。これは。そういううまいものを……

○政府委員(安田善一郎君) これは農業改良資金の技術導入資金といひまして、飼料畑を作る際の種子と肥料代につぎましては、農業改良資金全体で最後の帳じりが締めくくつてありますから込みになっておりますけれども、内部は分れております。飼料畑の造成改良でございます。

○清澤俊英君 これは、個人の桑園改良という建前のものがあまり見えておりませんようですが、それについてはどうお考えになっておりますか。

○政府委員(安田善一郎君) ただいま申し上げました無利子の農業改良資金によりまして自給飼料増産というのがあります。新しく開墾して優良な牧草、飼料作物を植える方は、小規模な機械開墾事業のようなものでございまして、これは公共事業的な用にだんだん扱いたい。補助率もこれは従来三割でありましたのを、三分の一に引き上げ

ました。したが、国営直轄で大規模にやり出す場合はやはり補助率をもっと増すべきものと、こういうことで大蔵省とだんだん意見を一致させておる次第でございます。

○東隆君 いろいろ草地の問題であるとかその他飼料方面その他、私はやはり市乳業者を対象にしておるのじゃないかと、原料乳を生産する農家を対象にして、お考えになっておるので、私は大へんいい考えだと思つておるが、しかし全般を通して、私は酪農振興法を見たときに、まだその市乳の方面をその方面に非常に重点を置かれておるんじゃないか、こういう考え方がしてならないのです。酪農というのは、私は必ずしも乳だけを対象にしておるのではなくて、やはりそれに関連して、たとえば牛乳を生産するのは牛の子が生まれなければならぬのです。その牛の子は牝牛半々に生まれてくるのです。そうすると牝牛の問題だが、こんなようなものの処理から始まって、ある範囲は肉畜を対象にしたものも考えなければならぬ。場合によつては小畜畜なども考えなければならぬ。こういうものが入ることによつて、原料乳としての、たとえば集乳所でもってスキム・ミルク、脱脂ミルクを持ってきて、そういうようなものを飼料に充てる、そういうような形になつて初めて酪農というものの合理化が行われるのですが、だからそういうような面をやはり考えていかなければならぬので、市乳を中心に考えるといふと、今更のころを言つと、非常にうまいといつておるんじゃないかと思ふ、形は。昔は夏の乳と冬の乳では、夏の乳が実は値段が安かつた。戦前は

億六千万円、来年度の財政投融資としまして計上をいたしておるのでございまして、なお牧草または飼料作物の種に對します採種圃あるいはそのもと原種圃あるいは配付奨励をいたします措置等、おのおの予算及び資金を通じまして確保しておるのでございまして、これを逐年続けていきたいと思います。おおむね三十七年度までは牧野において十萬町歩、その利用度も増す、ブラスであります。従来以上に十萬町歩、細の飼料作物について十萬町歩、その利用度も増す、こういうふうな考えておる次第であります。

億六千万円、来年度の財政投融資としまして計上をいたしておるのでございまして、なお牧草または飼料作物の種に對します採種圃あるいはそのもと原種圃あるいは配付奨励をいたします措置等、おのおの予算及び資金を通じまして確保しておるのでございまして、これを逐年続けていきたいと思います。おおむね三十七年度までは牧野において十萬町歩、その利用度も増す、ブラスであります。従来以上に十萬町歩、細の飼料作物について十萬町歩、その利用度も増す、こういうふうな考えておる次第であります。

億六千万円、来年度の財政投融資としまして計上をいたしておるのでございまして、なお牧草または飼料作物の種に對します採種圃あるいはそのもと原種圃あるいは配付奨励をいたします措置等、おのおの予算及び資金を通じまして確保しておるのでございまして、これを逐年続けていきたいと思います。おおむね三十七年度までは牧野において十萬町歩、その利用度も増す、ブラスであります。従来以上に十萬町歩、細の飼料作物について十萬町歩、その利用度も増す、こういうふうな考えておる次第であります。

確かに安かった。ところが、今はどう
いうような状況になっておるかという
と、冬の乳よりも夏の乳が非常に値段
が上って、そういう形になっておると
思う。それは消費の方面が、生乳とし
ての消費が進んでいるということ、
それからアイスクリンやその他の簡
単な操作によって使う面がふえてきて
おる。従って、普通の乳がどんどん消
費されていく、そんなような形でもつ
て夏の乳の値段が高くなっておる。し
かし、そんなら乳製品の側に対する
原料乳として供出しておる酪農家とい
うものは、これは逆な形になって、冬
は飼料がふえてかさんでおるときに
安い値段で売らなければならぬ、こん
なような形ができてくる。これは私は
実のところを言うと、はなはだ酪振法
がねらいをどちらの方に中心を置いて
やっておるか、こういう点になってく
ると、私はやはり乳製品の原料を生産
する農家、こういうことを中心にして
酪農家の経営安定ということにもう少
し力を注がなければならぬのじゃない
か、今、飼料の問題が一つ解決されて
おりますけれども、それ以外に、私は
牡蠣の処理であるとか、酪牛になったも
のの処理であるとか、その他のいろ
んな問題がたくさんあるが、それらの方
の問題は、ほとんどどこから抜けてし
まっている。そういうふうなことを考
えてみますと、やはり一番条件の悪い
状態に原料生産の酪農家が置かれてお
るのじゃないか、こういうような気が
して仕方がないのです。この酪振法の
ねらっているところは、私は、市乳
じゃなくて、ほんとうの酪農家を、乳
製品の原料乳を出す農家を対象にして
おるのじゃないかと思うのです。そう

じゃないのですか。
○政府委員(安田善一郎君) この酪振
法は、今回改正案を出しましたことも
ありまして、すなわち現行法の文体の
こともございまして、言葉がどうもわ
かりにくい点で誤解のある点もあるか
と思います。東先生のおっしゃる御
心配はないというのが、基本精神であ
ります。と申しますのは、生乳などと
書いてありますのは、農家が牛を買い
入れてまして、搾乳したままの牛乳を生
乳といまして、その他脱脂乳とク
リームとをいっております。それか
ら、市乳という言葉は、この法文には出
て参りませんが、原料の生乳が処理さ
れまして、殺菌をして、食品衛生法の
適用を受けて、農家をすでに一応原則
として離れまして、共同施設として処
理場を持っておれば別ですが、処理販
売業の手に渡ってから生産されて売ら
れるものを一応市乳といっております。乳
製品は、なま牛乳を原料にしましてパ
ターとか、チーズとか、粉乳、練乳そ
の他を作りまして、相当貯蔵に耐える
ものを乳製品、そういうふうになって
おります。かつ、酪農は、乳業関係
のこととも考えた場合の酪農業者経営を
総称してこの法律はいつておるのであ
ります。その意味の使い方は、今回改
正をいたしました。従前の通り
でございまして、従いまして、いわゆる
市乳という、飲用牛乳として消費され
るものでも、乳製品の製造の原料にな
りますものでも、その両者を通じての
原料となるなまの牛乳は、酪農業者を
経営する中から出てくるわけでござい
まして、その健全な発達と公正な取引
と、そうしてなまの牛乳の生産と、製
品である飲用牛乳及び乳製品の消費、

保管ということ、生産と消費とをバラ
ンスさせるようなことを考えておるの
で、目標は申し上げるまでもなく、酪
農の経営改善をはかって、一そうその
健全な発達をはかりまして、もって農
業経営の改善、安定に資することが目
標でございまして。
○東藤君 簡単に、今のお話でもう一
つ伺いをしておきたいのは、私は、
やはり原料乳を生産する酪農家を中
心にしておると、こう考えた方がいいと
思うのです。実際のことをいえば、そ
れはたとえば、無土地農業というよう
な形で、土地を持たないで牛を飼って
やる、こういうことも都市の郊外であ
れば成り立つと思う。そういう農家を
私は対象にされておるのじゃないかと
思う。そういうふうなことを参ります
と、私は、乳製品を作る、工場のコス
トを下げるという点をやはり十分に考
えなくちゃならぬと思うので、この点
で、集約酪農地帯などを設定されて、
そこに基幹工場を作る、こういう問題
が当然起きてきておるわけですが、こ
の場合における建設費その他は、でき
るだけ……、今回はいろいろ調査やな
んかでもできますし、権力によって調べ
ることもできることにこれは規定をさ
れるということになっております。か
ら、おのずから会社の乳製品をこしら
える工場の計算内容などもわかって思
うのですが、そういうようなことを考
えたときに、やはり農林漁業金融公庫
から相当な建設資金を出すべきで
ないか、こういう考え方を待つべきで
ないか、これは以前の国会でもつ
いて、私はたびたび主張をいたしたので
ありますが、これによって工場におけ
る固定したところの資本の費用をでき

るだけ安くすることによって原料乳を
できるだけ高く買う形もできるのじゃ
ないか、こういうことも考えますの
で、この点はいろいろ今になって
おりますか。端的にいいますと、北海
道の雪印と、それから例のクロバーが
一緒にになりましたが、クロバーの方
は、公庫の資金が出ておまして、そ
うして雪印の方には出ておらない。そ
れが統一をして今度どういう形になる
か、ここに一つ問題があるわけですが、
それから、歴史的な経過から考えて、
協同乳業なんかも私は相当、普通の産
業資本によるところの場合と違ふと思
うのです。そういうような意味で、農
民の資本を中心にして作り上げたこ
ろの会社、こういうようなものに対し
ては、農林漁業金融公庫の資金を融通
する条件が備わっておるのではない
か、こういう考え方を待つわけでは
ない。これは農林漁業金融公庫法の改正とい
うようなことをやらなくてもできるも
のではありません。結局ブドウ糖の場
合に法律をいじくって、そうしてや
つたような先例もあります。そういう
ことをやらなくてもなし得るものでな
いか、こういうふうなことを考えるわけ
です。その点、私は、どういうふう
になっておるか、お伺いをいたしたい。
○政府委員(安田善一郎君) 乳業会社
の設備資金のこととございまして、
北海道のクロバーと雪印は、農業資本
が九割入っておりますので、その意味
をもちまして、従来、農林中金が資金
供給をしまして、たしか四十億円ほど
に上っております。年々設備の
拡充が必要なのは酪農の発達してきた
のに照応しておると思います。協同乳
業も、創立当時は違いますが、その六

割は農業資本をもって肩がわりした
りした関係もありまして、農林中金が
融資をしております。そのほかにクロ
バーに対しましては、御指摘のように
北海道、東北開発公庫が、農産物の軽
度の加工業という融資ワケがあります
ので、このワケ内で融資したことがあ
ると存じております。しかし、農林漁
業公庫につきましては、来年度の農林
漁業公庫資金の運営、その原資の調
達、業務規程に反映さるべきワケの作
り方について考えたいと思ひまして、
相当努力いたしました。法案により
まして乳業者をどのくらい押えていく
ものか、従来の指定集約酪農地域内の
乳業施設等の制度がございましたが、
二十九年以降、そういう措置を必ずし
もとってありませんのしたので、その
他の大メーカーは、中小メーカーを加
えて、市中銀行の融資に負うてお
いた。経営の合理化をはかる際には、
乳業者に対しましては金利負担を軽減
することなど、最もいい方法でござい
ますので、今回は開発銀行による資
金、北海道東北開発公庫による資金を
考えまして、開発銀行はちよつとワケ
がはつきりいたしておりませんが、ど
も、目下あつせん中でございまして、
業界の要望を七億と押えまして、北海
道東北開発公庫に關する要望は五億七
千万円と押えまして、このうちの相当
額をあつせんしようと思つておるので
あります。将来は、将来はと申しま
すのは、この改正案が通りますれば、集
約酪農地域におきますことばかりでな
しに、牛乳の流通消費のことも考えた
り、乳業者や消費の合理化や拡大のこ
とも法的に出て参りますので、これに
伴います資金ワケを、次年度から、

お話のように精製ブドウ糖のようなワタを作つて公庫資金を供給するのはいのじゃないかということに進んでおるわけでありませう。しかし、来年度におきまして公庫資金の用意をしてないわけではありませう。これは農業協同組合とか、要するに農家の団体があるいは冷蔵施設を持つ、乳製品の工場を設置したい、牛乳の処理場を持ちたい、クーラー・ステーション等を作りたいということを含めまして、畜舎、サイロなど畜産共同施設といわれておるものを含めまして、合計で八億五千三百万円用意をいたしておるわけでございます。これはもっぱら農業団体の方の共同施設と一応考えておるわけでありませう。

○東蔵君 北海道東北開発公庫から出るといふのは、これはもう完全に産業資本といふことを前提に置いてのことになるわけですが、と同時に、問題は北海道と東北の中に設備をする、こういう場合に限定をされるだろうと思うのですが、それで資金の面において多少不便があると思ひます。やはり農林漁業金融公庫から出る方がいい、こういう考え方を持っております。それから、原料乳の販売統制といふことを、これは協同組合が全面的に進めておるわけですが、国内は今、全販を中心にして進めていきつつあるのですから、従つて、原料乳のための資金、これは生産物金融でもってやる時代が当然くるのじゃないか。協同組合によるところの生産物金融でもってやるような態勢を整えることによって初めて農村金融の合理化が行われるし、従つて、金利その他の面も外に流れないで農村の中に落ちついてくるといふ形になつて

こやうと思ふ。そういうような意味では私ができるだけ協同組合との関連において処理をしていくのが、これがほんとうの行き方じゃないかと、こう考えるわけですが、そういうような意味で産業資本の方面の金融を、これは少しでも安い資金を流すという意味においてはいいと思ひますけれども、しかし、そういうような資金を使うことによつて協同組合との関係、そういうようなものが切れてくるおそれがあるわけでありませう。また、そういう意味ではやはり農林漁業金融公庫を使ふものは使ふように、そういう形でも一つお考えを進めていただきたいと、こう思ふわけですが、同時に、原料乳の共同販売態勢を確立していけば、これは協同組合が中心になることが当然でありませうから、従つて、その場合には協同組合に対して生産物金融という形でもつて農林中金その他の資金を十分に使用してやる態勢もできるわけですが、私はそういう形を整えていかなければ、将来そういう紛議が——契約上その他の場合においてもやはり農民の地位といふものは非常に弱いものですから、そんなような関係でやはりこの態勢をくずしたくないのでありますから、そういう意味で酪農振興の法律に非常に忠実なやり方は今私が言つたようなことではないかと、こう考えるので、そういう意味で金融の面もお考えを願ひたいと、こう思ふわけですが、

○堀本宜實君 私は、この酪振法の改正案を見まして、もともと目も鼻もないものと法律といふか、何かきめどころのない法律であつたように思ふのですが、一歩前進したようなふうに見ております。非常に努力をされた跡は敬意を表するのでありますが、そこで、一、二簡単に伺ひたいと思ふのですが、あの法律を讀んでみますと、生乳取引調停審議会という審議会がございます。それから酪農審議会ですか、という審議会が二つついておるのです。ところが、牛乳の取引審議会は中央審議会という名前がつつけられて中央にできる。地方においても作ることができるといふふうにしてあります。従つて、地方に必要なあれども、必ずしも作る必要はない、作らうと思へば作れるというふうな考え方のようですが、それはどういふ考え方でそういうふうにお作りになつたのか。

○政府委員(安田善一郎君) 牛乳取引調停審議会は生乳等の取引審議会、まあ農家で生産される牛乳の販売取引の紛争に関する調停をする場合の諮問機関として中央、地方に置く予定でございますが、法文でも、地方でも書き中央でも書いてありますが、地方は調停を行うべきものが知事でございます。その諮問機関が地方の生乳取引調停審議会でございます。この場合には酪農の発達にまだしで、四十六都道府県、実はみんな必要がございませう。そこで、重要な県には必ず置かせるのでありますが、置くことができません。かたがたもちまして、中央は一個でありますから、当然置く、同時に、農林大臣先頭に立つて責任をもつてやるわけですが、他に例もございませうに、三人の調停委員を審議会の委員の中から選んで、まず調停をやつてもらうことがいいのじゃないかと考えまして、そのことによる分担の変更、差異だけでございます。

○堀本宜實君 よくわかるのですが、その内容は、私も書いてあるのでよくわかるのですが、全国の各都道府県に必要なないところがあるから、都道府県には「置くことができる」といふふうに書いたのだという御説明だが、それで法文上ちよつとおかしいのじゃないかろうかと私は思ふ。必要があつて必ず置かせるという思想があるならば、必ず都道府県にも置くということで行行政指導をされるのでしようから、当然置くといふことが必要だと私は考える。しかし、それは考え方が違ふ。そこで、審議会という二つのものがついてくるのですが、酪農審議会というものの中で、その取引等に関する調停、あつせんをすることができるといふふうになつて、一本でいいないものかと私は思ふ。非常に複雑なような気がいたします。もう一つ、もし当事者間に紛争が起つた場合には、その当事者は知事に対して調停なり、あるいはあつせん申請をしてくる。そうすると知事は、中央の取引審議会に意見を聞いて、そして助言をしてもらつて、あるいは中央の委員がそれぞれの調停の原案を作るといふふうな援助をする立場をとつておるようでありませう。そういうことを考えてみますと、実態としましては、都道府県に必ず作つておらなければいけないはずだと私は思ふ。そうせぬと、行政庁の長である知事が直ちにその意見を聞てさばくといふことよりも、中央から間接にものを頼んで勸告を受けるよりも、その発生する紛争の現地は府県でありますから、その府県において審議会が、取引調停審議会というものがあつて、それが東西をつ

けるといふか、調停をするといふことが一番都合よくいく方法でなかろうかと思ひます。今の局長のお話によりますと、必要のある県には行政上必ず置かせるように指導する、こういうことではありますから、それでもいいのかも知れませんが、私は酪農審議会と、調停審議会と一つのものの中で行わしめるようなことがいいのではなからうかという考え方を持つのであります。その点どうですか。

○政府委員(安田善一郎君) お答えを申し忘れてまして恐縮でございますが、酪農審議会は、従来からも現行法に基いて設置されておりました。農林省に置かれておつたのであります。その機能は、農林大臣の諮問に答へることと農林大臣に建議することでございます。関係事項は、酪農振興に関する重要事項でございます。今回法案が改正されることに伴ひまして、法文を追加変更されたこともございませうから、範圍がおのずから広くなりますが、基本的には、わが国で酪農を長期的、短期的にどう振興していくか、どう経営を改善、安定していくか、乳業関係はいかに合理化、発達をはからしめるか、販売、消費についてはどうかという基本政策を——緊急事態にも応じますが、基本的事項の長期的動向に立つたものについても審議していただく機関と考えておるわけでありませう。すなわち、政策的な事項についての諮問機関あるいは建議機関、こう考えておりました。おのずから委員の構成もそれに応じたように案を立てておるわけでありませう。これに反しまして、生乳取引の調停審議会は、労働関係の中労委等も第参考にして下さいとわかり

けるといふか、調停をするといふことが一番都合よくいく方法でなかろうかと思ひます。今の局長のお話によりますと、必要のある県には行政上必ず置かせるように指導する、こういうことではありますから、それでもいいのかも知れませんが、私は酪農審議会と、調停審議会と一つのものの中で行わしめるようなことがいいのではなからうかという考え方を持つのであります。その点どうですか。

○政府委員(安田善一郎君) お答えを申し忘れてまして恐縮でございますが、酪農審議会は、従来からも現行法に基いて設置されておりました。農林省に置かれておつたのであります。その機能は、農林大臣の諮問に答へることと農林大臣に建議することでございます。関係事項は、酪農振興に関する重要事項でございます。今回法案が改正されることに伴ひまして、法文を追加変更されたこともございませうから、範圍がおのずから広くなりますが、基本的には、わが国で酪農を長期的、短期的にどう振興していくか、どう経営を改善、安定していくか、乳業関係はいかに合理化、発達をはからしめるか、販売、消費についてはどうかという基本政策を——緊急事態にも応じますが、基本的事項の長期的動向に立つたものについても審議していただく機関と考えておるわけでありませう。すなわち、政策的な事項についての諮問機関あるいは建議機関、こう考えておりました。おのずから委員の構成もそれに応じたように案を立てておるわけでありませう。これに反しまして、生乳取引の調停審議会は、労働関係の中労委等も第参考にして下さいとわかり

ますように、行政ではございますが、司法的といえますか、司法的な行政のこととございますので、両者を兼ね備えないで、紛争調停は、専門に、政策的意見をそう入れないであつせんする方がまともやすいのじゃないか。性質もそういうふうにあるものじゃないか。同時に、いろいろな各法律の例を見ましても、その両者を分けておる方が普通でございましたので、通例の原則に従ひまして今回分けてみました。堀本先生のような御意見につきましては、事務的には一応そう考へて、機構の簡略化をはかろうと考へたこともございますが、やはり事項の性質上、分けた方がよいと思つた次第であります。都道府県におきます審議会は、大臣が知事に対してその訓令は発し得るのでございます。予算も計上してございしますから、必要にして置かない所は、その大臣の権限と予算措置をもちまして、必ず置かせるようにしたいと思ふ次第であります。

○堀本宜實君 もう一つお尋ねいたしますが、要綱、理由の説明書の中に、計画書を作成するときには、経営農民の意見を聞き、農業協同組合等の意見も聞くと、こう書き分けてございます。ところが、法律の方を見ますと、経営農民の意見を聞き、生産者の意見を聞いてというふうに書いてあつて、協同組合というものは入れてありません。これは将来の指導は協同組合等の意見を聞き、ということの御指導をされる御意思でそういうふうにお書きになったのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 実は、両方書いてございますが、場所を変えて書いてあるわけでございます。正確に申し上げますと、市町村が酪農経営改善計画を立てます場合は、農業者の意見は必ず聞くことを法文の規定の必須条件としたしておりますが、計画事項に農業協同組合がやるべき、たとえば生産についても共同行為、草地改良事業、いわんや生乳の共同販売処理事業といふことにつきましては、協同組合または同連合会が行うべき事業を計画に立てるときには、意見を聞くよりさらに進めまして、当該農協及び同連合会に協議をしなければならぬ、こゝろ実は法文に別の場所書いてあるわけでございます。提案理由にありましたのは、その趣旨を端折つて書いたものでございます。別途農業委員会の方は農業委員会にそれ自身の法律がございまして、農業振興計画に関する事務を行いますことは、当然でございます。それは市町村の農業に関する執行機関でございますから、これは市町村が事実上同法に基いて協議するから、あえてここに書かなかつた、こういう意味でございます。

○堀本宜實君 御趣旨はわかつたのでありますが、説明のところであらうにふうに書き分けるものならば、農業委員会というものは、法によつて、農村振興政策の策定をするということが大体の任務でございます。そしてまた土地に関するところの管理その他についても当然重要な責任を市町村では持っている。ことに土地の草地の所であらうその権利の移転であるとか、あるいは廃合であるとか、その他の計画を立てる事項が特別に書いてあるのだから、従ひまして、土地に関するところは農業委員会の意見を聞かなければならない、これは市町村長が主宰するものではないのでありまして、農業委員会が会長というものがその農業委員会を主宰することに法で定められているのであります。従ひまして、振興計画を立てること、あるいはその重要な柱である草地を創設するという二つの任務を持ちますためには、協同組合はもとより、その経済行為を行うところの団体でありますから、意見を聞くことは当然であらうと思ひます。が、農業委員会というものをしてその計画に当らしめ、なおまた、草地改良あるいは草地の創設等について別に明記はしていないといふことは、若干物足りないような感じがするのです。が、それは法律上きまつておるから書かなくてもいいのだといふことはちよつと受け取りがたいと思ふのです。が、どうなんでしょうかね。

○政府委員(安田善一郎君) そこは、私の説明があるいは適切でなかつたら誤解を受けたのかも知れませんが、酪農経営を行います農業者の意見は必ず聞けといふことが法文で規定してございまして、立てるべき経営改善計画に、経済行為あるいは経済行為を伴う生産共同事業とでもいふ事業を、農協または農協連合会が行うべき事業を計画にかけるときには、別に農協法とか地方自治法には、両者協議してやれと書いてありませんから、市町村が計画を立てるといふ立て方をいたしておりますから、省令で定める事項により、当該農業協同組合とその連合会に協議をしないくちやいかぬ。農協または農協連合会がやる事業を計画で定めるのであるから、市町村が定めるのであるから、当該協同組合に協議をしなければならぬ。ほかの法律では何ら規定がな

いことを特に規定しようと思つたから本法に書いた。しかるに、農業委員会は当然に単独のそれ自身の法律をもつて、土地の利用、調整に關しまして、また農業振興計画に關しまして、それを本務としておる機関でありますので、単独法が別個にあることをもつて十分である、そういう意味でございます。

○堀本宜實君 ちょっとこれは受け取りがたいこじつけのような気がします。しかし、これは時間があれば修正等もすべきところでありましようが、そこまでは要求いたしません。が、とにかく、現実には行政指導をされる場合には、農業委員会等の意見を聞くといふことを必ずお忘れにならないように指導の中核としておやりになることの方がスムーズにでき、また地方でトラブルが起きないで最も円滑にそれらの問題がいくものだと信じますので、そういうふうな要望をいたしておきます。

○政府委員(安田善一郎君) 御要望でございますが、特に私は農業委員会法改正案を大さきで出しましたときの事務当局者でございます。お説が万全に実行されますように、遺憾のない措置をとらうと思ひます。

○委員(秋山俊一郎君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(秋山俊一郎君) 速記をつけ。それでは今日は、これをもって散会いたします。

午後五時十三分散会

昭和三十四年四月一日印刷

昭和三十四年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局